稲城市公告第31号

稲城市職員の懲戒処分について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第１項第３号の規定により、別紙のとおり懲戒処分（減給及び戒告）を行ったので、稲城市職員の懲戒処分の指針（令和２年６月１日市長決裁）【職員の懲戒処分の公表基準】の規定により、その旨を公表する。

令和８年11月13日

稲城市長　髙　橋　勝　浩

別紙

稲城市職員の懲戒処分について

「職員の懲戒処分の公表基準」（稲城市職員の懲戒処分の指針）に基づき、下記のとおり公表する。

発生年月日	令和７年度から令和８年７月にかけて	所属部署	都市環境整備部
職名	統括課長	年齢	54 歳
性別	男	処分の種類	懲戒処分 （減給 10 分の１、１か月）
処分年月日	令和８年 11 月 13 日		

【事件概要】

上記職員は、当時部下であった職員に対し、「空気が読めない」などの発言や、無視をし続けるといったパワーハラスメントに該当する行為があり、この行為は、地方公務員法第 29 条第１項第３号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合）の規定に該当し、同法第 33 条（信用失墜行為の禁止）に違反するものであることから、減給 10 分の１、１か月の懲戒処分としたものです。

別紙

稲城市職員の懲戒処分について

「職員の懲戒処分の公表基準」（稲城市職員の懲戒処分の指針）に基づき、下記のとおり公表する。

発生年月日	令和６年度から令和８年９月にかけて	所属部署	産業文化スポーツ部
職　　名	係長	年　　齢	41 歳
性　　別	男	処分の種類	懲戒処分 （戒告）
処分年月日	令和８年 11 月 13 日		

【事件概要】

上記職員は、当時部下であった職員に対し、必要以上に長い指導や、過去の業務上の失敗を冗談として周囲に発言するといったパワーハラスメントに該当する行為があり、この行為は、地方公務員法第 29 条第１項第３号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合）の規定に該当し、同法第 33 条（信用失墜行為の禁止）に違反するものであることから、戒告の懲戒処分としたものです。